

## 地域力向上しんこいWa 規約

### (名称)

第1条 本エリアプラットフォーム（以下「エリプラ」という。）の名称は「地域力向上しんこいWa」と称する。

### (目的)

第2条 エリプラは、地域主体の持続可能な地域経営に繋がるまちづくりの将来像を示す未来ビジョンを策定する。また、ビジョンを具現化するため、エリア関係者で情報と課題を共有するとともに、官民連携によるまちづくりを推進し、新小岩の新たな魅力と価値を創出・維持・向上させていくことを目的とする。

### (エリアの設定)

第3条 エリプラの範囲は、葛飾区新小岩、東新小岩及び西新小岩(以下「新小岩エリア」という。)を対象とする。

### (活動)

第4条 エリプラは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 新小岩エリアの未来ビジョン策定
- (2) 未来ビジョンに基づく事業実施に関する連絡調整
- (3) 新小岩エリアのまちづくりに関する情報共有及び意見交換
- (4) その他、目的を達成するために必要な活動

### (組織)

第5条 エリプラは、第2条及び第4条に賛同する者のうち、次に掲げるいずれかに該当し、かつ、第8条の会員登録の手続きが完了した者（第3号の者は除く。）を会員とする。

- (1) 新小岩エリアでまちづくり事業を行うまちづくり団体
- (2) 新小岩エリアのまちづくりに関わる個人及び民間事業者
- (3) 葛飾区
- (4) 上記の者のほか、エリアマネジメントや公共空間活用、都市デザインに関する専門人材

(事務局)

第6条 エリプラの事務を処理するため、事務局を葛飾区都市整備部都市計画課に置く。

2 組織の運営が円滑に進むまでの期間は、葛飾区が事務局を担うこととする。

(禁止行為)

第7条 会員は、エリプラの運営にあたっては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 目的に相応しくない行為
- (3) 会議における議論の妨げとなる行為又は発言
- (4) エリプラ、他の会員若しくは第三者の著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- (5) その他、法令等に違反する行為又はその恐れのある行為

(登録)

第8条 第2条及び第4条に賛同し、会員として登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、別途定める方法により登録申込書を事務局に提出して登録の手続きを行うこととする。また、登録にあたっては、登録の目的や今後の活動について事務局からヒアリングを行い、登録の決定はエリプラで行うものとする。

2 登録希望者は、登録の申込みにあたり、次に掲げる事項に同意したものとする。

- (1) 事務局が、会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人・企業の担当者等を特定するために必要な情報を名簿に登録すること
- (2) エリプラの運営上必要な場合のみ、事務局及び登録会員に限定して会員情報を利用すること

3 次の各号に掲げるいずれかに該当すると判断した場合、登録申込みを受け付けないことがある。

- (1) 登録申込みの登録事項に、虚偽記載、誤記または記入洩れがあるとき
- (2) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者であるとき
- (3) 「葛飾区都市計画マスタープラン」や新小岩南・北地域まちづくり協議会が区と協働して策定した「新小岩駅周辺地区街づくり基本計画」及びこれら方針を踏まえた「新小岩まちづくりプラン」が策定されているため、その趣旨に合った議論が困難であると認められるとき
- (4) エリプラへの登録が目的や活動と一致しないと認められるとき
- (5) その他、会員の登録が不相当と認められるとき

4 登録内容に変更があった場合は、すみやかに事務局へ報告し変更の手続きを行うこととする。

(退会)

第9条 エリプラを退会しようとする会員は、書面により事務局にその旨を届け出なければならない。

2 会員が事務局に対して登録解除届を提出したときは、当該会員は会員資格を喪失することとする。

3 次の各号に掲げるいずれかに該当することが明らかとなった場合は、エリプラの決定により、登録の解除を行うことができる。

- (1) 第7条の各号に掲げる行為を行ったとき
- (2) 第8条第3項の各号に掲げる行為を行ったとき
- (3) その他、登録を解除する正当な理由があるとき

(エリプラ会議等)

第10条 エリプラ会議は、事務局が招集し開催するものとする。

2 活動のため必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、オブザーバーとして会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴取し、又は資料の提供等を求めることができる。

(決定事項)

第11条 エリプラの決定は、会議に出席した会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。なお、決定における権利は1会員につき1個とする。

- (1) 未来ビジョンの策定
- (2) 規約の変更
- (3) 会員の登録・解除
- (4) オブザーバーのエリプラ会議出席
- (5) その他、決定が必要とされる事項

(コアメンバー会議)

第12条 第4条の活動のうち、具体的な事業を円滑に検討、実施するために事務局が必要であると認めるときは、コアメンバー会議を設置することができる。

- 2 コアメンバー会議は必要に応じて、エリプラ会議に報告を行う。
- 3 その他、コアメンバー会議の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

(拡大版エリアプラットフォーム会議)

第13条 多様な意見を募ることや新小岩エリアでの活動をより発信していくことを目的に、エリプラは会員以外の者が出席できる拡大版エリアプラットフォーム会議を開催することができる。

2 その他、拡大版エリアプラットフォーム会議の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

(個人情報)

第14条 事務局は、活動の運営上必要な場合以外の目的で会員の個人情報を利用し、又は第三者に開示、提供できないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令に定めがあるとき

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要があると認められるとき

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、エリプラの運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

2 その他、規約にない事項はエリプラ会議にて協議の上、決定する。

附 則

この規約は、令和6年8月30日から施行する。